

市たばこ税

市たばこ税は、卸売業者が納税義務者となり、市内の小売業者に売り渡したたばこに対して課税されます。

◎税額の算出と納税方法

税額は製造たばこの本数×税率で算出します。

市たばこ税税率(1,000本あたり)

期間	製造たばこ (紙巻たばこ三級品を除く)	製造たばこ (紙巻たばこ三級品)
平成30年10月1日～ 令和元年9月30日	5,692円	4,000円
令和元年10月1日～ 令和2年9月30日	5,692円	
令和2年10月1日～ 令和3年9月30日	6,122円	
令和3年10月1日～	6,552円	

※令和元年10月1日以降、紙巻たばこ三級品にかかるたばこ税の特例税率が廃止され、一般品と同じ税率になりました。

入湯税

入湯税は、鉱泉浴場所在の市町村が、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、観光施設、消防施設、およびその他消防活動に必要な施設の整備等に要する費用に充てるための目的税です。

◎納税義務者と税率

鉱泉浴場の入湯客（12歳以上）1人1日につき150円

◎納税方法

皆さんが鉱泉浴場を利用されたときに、経営者がその料金と一緒に徴収し、毎月15日までに前月分を申告し、納入することになっています。